

コスタリカ産植物の *Meloidogyne enterolobii* に対する緊急的な輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) 検疫有害動物である *Meloidogyne enterolobii* (線虫の一種) については、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表1の2の8項に規定し、輸出国に対し栽培地検査を行い、当該線虫に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 本年5月、上記の追記がされた検査証明書を添付し輸入されたコスタリカ産やぶらん属 (*Liriope* spp.) 植物苗の輸入検査を実施したところ、*Meloidogyne* 属線虫を検出。本線虫についてPCR検定等を実施し、*Meloidogyne enterolobii* と同定。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、コスタリカにおいて栽培地検査を実施した植物を介し *Meloidogyne enterolobii* が侵入するおそれがあることから、本線虫の侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

- (1) 対象植物
 - 貨物、郵便物、携帯品として輸入される、コスタリカからの規則別表1の2の8項に掲げる植物
- (2) 対応を行う期間
 - 令和4年6月14日から当面の間
- (3) 精密検定
 - 輸入植物検疫規程(昭和25年農林省告示第206号)別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施

(参考)

- ・コスタリカ産 *Meloidogyne enterolobii* 寄主植物の輸入検査実績(貨物・郵便物・携帯品)

(数量 苗：本、消費用：kg)

	令和元年		令和2年		令和3年		3年間合計	
	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量	検査件数	検査数量
ヤブラン属植物苗	5	15,600	6	20,600	6	2,200	17	38,400
キャッサバ(消費)	0	0	0	0	2	29	2	29